

身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明したものです。

各市町村役場戸籍係等において、発行しております。

申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。

<身分証明書の見本>

身 分 証 明 書			
本	籍	〇〇	〇〇市〇町
筆	頭	者	〇〇 〇〇
本	人	氏	名 〇〇 〇〇
生	年	月	日 昭和〇年〇月〇日
1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。			
2. 後見の登記の通知を受けていない。			
3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知をうけていない。			
上記のとおり証明する。			
平成〇年〇月〇日			
〇〇県〇〇市長		〇〇	印

* 6ヶ月以内に発行された、「身分証明書」をご提出ください。

登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人、被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要な証明書です。

証明書は法務局の各都道府県の本局への申請になります。

法務局（東京法務局民事行政部後見登録課 TEL：03-5213-1360）にお問合せください。
郵送での申請ができる場合があります。

<登記されていないことの証明書の見本>

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	東京都〇〇区〇町〇〇
④本籍	〇〇県〇〇市〇町〇〇

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

平成〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇 印

* 6ヶ月以内に発行された、「登記されていないことの証明書」をご提出ください。